

日本学校心理士会「日本学校心理士会年報」査読規程

(目的)

第1条 この規程は、日本学校心理士会「日本学校心理士会年報」編集委員会規程第6条に基づき、論文査読に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(査読者)

第2条 実践論文、展望論文、資料論文の査読者は、1 論文につき原則年報編集委員 1 名と、年報編集委員会で選定した 2 名の合計 3 名で行うものとする。

2 理論・提言論文の査読者は、1 論文につき原則年報編集委員 2 名で行うものとする。

3 査読者の選定にあたっては、投稿者と同一研究機関、同一研究グループ等に属する者等は避けなければならない。

4 査読者は、査読対象論文に関する守秘義務を負う。

5 査読者は、決められた書式に従って査読結果の報告書を作成し、定められた期日までに年報編集委員会に提出しなければならない。

(査読)

第3条 論文の査読は、「日本学校心理士会年報」論文原稿作成・投稿要領(以下、「原稿作成・投稿要領」という。)に基づき、投稿論文の公平な審査を通じて、「日本学校心理士会年報」(以下、「年報」という。)の学術的水準を維持し、査読付き論文として機関誌に掲載されるにふさわしい内容のものであるかどうかを判定するために行うこととし、査読者は自己の主観的な見解や好みに基づいて審査を行ってはならない。

2 投稿論文が「学校心理士倫理綱領」、「日本学校心理士会年報倫理規定」に抵触していないか、また原稿作成・投稿要領に記載された各カテゴリの論文に求められる内容に対して十分な記述がなされているかという観点から査読を行わなければならない。また、論文の引用が文献リストを含め適切になされているか等の形式面の確認もあわせて行うものとする。

3 査読審査の対象となる論文は、未刊行のものに限る。

(判定方法)

第4条 各査読者は、査読対象論文に対する判定を、投稿された原稿のままを希望論文種別として採択してもよいと判断できる「A-1」、投稿された原稿の希望論文種別を変更することで採択してもよいと判断できる「A-2」、論文の構成、文章表現の修正・補充、データ処理の修正・補充、あるいは論文種別の変更などが求められると判断される「B」、投稿された原稿では、修正・補充等を行っても採択できないと判断される「C」の4段階で判定を行うものとする。

(審査結果)

第5条 投稿論文の採否決定について、査読者3名の査読報告書の判定結果に基づき、年報編集委員会がこれを決定する。最終的な論文掲載の可否についても、年報編集委員会において判断するものとする。

2 審査結果は、文字・用語の若干の修正を除いて、このままの形(但し実践論文から資料論文への種別変更の場合はページ数の減が必要)で掲載可能と判断できる「採択」、大幅な修正が必要であり、採択・不採択の決定は修正後に判断される「修正再審査」、掲載不可の「不採択」のいずれかとする。

3 審査の過程において、投稿された論文種別の変更を推奨すべきと判断した場合、投稿者の意向を確認したうえで、実際の掲載時における論文の種別を変更することができる。

(再査読)

第6条 「修正再審査」と決定された論文が修正後再投稿された際は、原則として先と同一の査読者によって審査される。なお、指定される期日までに修正原稿が提出されなかった場合には取り下げたものとして扱うものとする。

2 再査読は、第3条に基づき改めて査読を行うものとし、修正要求に対する投稿者の対応の適否を検証するとともに、個々の修正要求への対応が適切かを判断し判定しなければならない。

3 再査読の審査結果は「採択」または、「不採択」とし、投稿論文の採否決定について、年報編集委員会がこれを決定する。

(疑義・不服への対応)

第7条 投稿者から査読内容、もしくは審査結果に関して、疑義・不服が申し立てられた場合は、年報編集委員会で速やかに対応を決定し、申立者に回答しなければならない。

(規程の改廃)

第8条 本規程の改廃は、年報編集委員会の議を経て、日本学校心理士会会長が行う。

附則

この規程は、2022年11月1日から施行する。